

令和4年7月

地方交付税法第17条の4の規定に基づき、地方団体から申出の
あった交付税の算定方法に関する意見の処理方針

都道府県分

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[総括]

[総括的事項]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
1	(省)	継続	東京都	大都市特有の財政需要の反映	基準財政需要額の算定に当たっては、大都市に特有の財政需要を適時適切に反映されたい。	<p>一部採用する。</p> <p>大都市特有の財政需要については、これまでも、社会保障関係経費や防災対策の強化に係る経費などについては、「人口」を測定単位として算定されている。他、道路交通量の多さを指標とした道路に関する需要額の割増しなどを行い、大都市圏における財政需要についても適切に反映している。</p> <p>さらに、令和4年度算定においても、近年大幅に増加している社会保障関係経費などについて、実態を踏まえ、密度補正等を講じて適切に算定している。</p> <p>また、普通態容補正は、各市町村の都市化の度合を示す評点は、1000点満点で示しているものであるが、当該評点に対応した各費目の個別係数の設定においては、決算の状況などを踏まえた上で、引き続き適切に設定してまいりたい。</p> <p>なお、土地単価の高さについては、平成15年度における留保財源率の引上げに際して、その見合い分として留保財源の多い財政力の高い都市部にかかる需要額を削減したところであり、その他の土木費における土地価格比率による割増部分等を廃止したものである。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[総括]

[総括的事項]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
2	(省)	継続	神奈川県	都市部の財政需要の適切な把握と過度な財源調整（段階補正）の見直し	都市部の財政需要を適切に反映し、段階補正については、総合的なバランスを考慮し、過度な割落率を見直されたい。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 人口一人当たり経費は、一般的に人口が多い団体ほど割安に、人口が少ない団体ほど割高になることから、このような事情を適切に算定に反映することが必要と考えており、今後とも、引き続き、税収の動向や財政需要の状況等を踏まえながら適切な係数の設定に努めてまいりたい。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[総括]

[総括的事項]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
3	(省)	継続	徳島県	段階補正及び人口急減補正の存続及び適正水準の確保 【段階補正・人口急減補正】	段階補正係数と人口急減補正係数は、各地方団体の人口規模等による経費の差を調整するために不可欠な係数であり、その存続と係数の的確な算定による適正な水準を確保すること。	一部採用する。 段階補正について、人口一人当たりの経費は、一般的に人口が多い団体ほど割安に、人口が少ない団体ほど割高になることから、このような事情を適切に算定に反映することが必要と考えており、今後とも引き続き適正な係数の設定に努めてまいりたい。 また、人口が急激に減少した団体に対する激変緩和措置である人口急減補正については、引き続き措置を講じることとした。
4	(省)	継続	愛知県	留保財源の状況を踏まえた地域手当の算入強化	地域手当の算定に係る普通態容補正の共通係数について、各年度の留保財源の状況に応じて最大、市町村分の算定と同程度まで引き上げられたい。	以下の理由により採用しない。 平成15年度における道府県分の留保財源率の引上げに際し、その見合い分として留保財源の多い財政力の高い都市部にかかる需要額を削減したところであり、その中で都道府県分の共通係数を1/2としている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[警察費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
5	(法) (省)	新規	京都府	警察官給与費に係る補正係数の新設	刑法犯認知件数及び交通事故発生件数が多い府県において、需要額と決算額の乖離が大きいため、各地方公共団体の実態に即した補正係数の新設をお願いしたい。	以下の理由により採用しない。 普通交付税の基準財政需要額は、それぞれの地方団体の財政支出ではなく、標準的な経費を客観的に算定するものである。 警察費においては、「警察法施行令」に基づく警察官の都道府県警察ごとの定員の基準によって算定することとしている。
6	(省)	新規	大阪府	警察官数段階別における事務職員数の見直し	警察官数段階別における事務職員数の割合は、警察官数が多くなるほど事務職員数が割落としされている。しかしながら、実態は、警察官数が多くなるほど事務職員数は減少しているものの、段階補正で定められている事務職員数ほどスケールメリットが働いていない。 実態に応じた事務職員数となるよう段階補正を見直されたい。	一部採用する。 警察官数段階別の事務職員配置数については、地方団体における職員数等の実態を勘案し設定を行っているところであり、引き続き適切な措置に努める。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[道路橋りょう費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
7	(省)	継続	北海道	道路橋りょう費（延長）における割落率による不均衡の是正	道路事業（投資）においては、本道よりも地方負担額が低い団体が複数あるにもかかわらず、本道が特例的に割落とされる算定となっているため、北海道の割落率を廃止し、不均衡を是正すること。	以下の理由により採用しない。 北海道に適用される割落率は、国庫補助負担金の割合が高率であることから、地方負担割合が北海道以外の地域に比べて低いことを反映させるものである。 平成28年度以降、毎年度、道路事業における決算の動向を踏まえ、直近の国庫補助負担率等に基づく係数の設定を行っている。
8	(省)	継続	奈良県	道路橋りょう費（延長）における投資補正係数の設定方法の見直し	道路整備の遅れた団体において、未整備区間の整備が促進されるよう、投資補正における「未整備延長区間比率」に係るウェイトを引き上げられたい。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 投資補正における各指標のウェイトに関しては、平成21年度において見直しを行ったところであるが、今後も引き続き検討する。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[道路橋りょう費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
9	(省)	継続	沖縄県	道路橋りょう費（延長）の投資補正係数の算定における割落としの廃止	道路橋りょう費の算定において、投資補正係数の割落としを廃止していただきたい。	以下の理由により採用しない。 沖縄県に適用される割落率は、国庫補助負担金の割合が高率であることから、地方負担割合が沖縄県以外の地域に比べて低いことを反映させるものである。 平成28年度以降、毎年度、道路事業における決算の動向を踏まえ、直近の国庫補助負担率等に基づく係数の設定を行っている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[小・中学校費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
10	(省)	新規	京都府	教職員給与費の適切な算入	<p>小・中学校については、設置者は市町村であるため、統廃合についても市町村判断で行われるものである。学校数が減らなければ、学校数に応じた教職員・非常勤職員・スクールカウンセラー等の人件費がかかっており、需要額と決算額に乖離が大きくなっている。</p> <p>また、法定定数外にも非常勤講師の配置などの経費が嵩んでいる状況である。そのため、各地方公共団体の実態に応じた補正係数の新設をお願いしたい。</p>	<p>以下の理由により採用しない。</p> <p>普通交付税の基準財政需要額は、それぞれの地方団体の財政支出ではなく、標準的な経費を客観的に算定するものである。</p> <p>小中学校費においては、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」によって算出した教職員数によって算定することとしている。</p> <p>また、非常勤講師やスクールカウンセラー等の人件費については、国の予算措置等の状況を踏まえ、所要の経費を単位数費用に算入している。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[高等学校費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
11	(法) (省)	継続	北海道 鳥取県	高等学校費における学校規模・区分に応じた需要の適切な反映	学校規模や学科に応じた学校運営経費を適切に需要額に反映させるよう新たな補正を講じること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 現在、生徒数の減少を受けて、小規模高等学校の再編等が行われている一方で、地方創生の観点などから、小規模高等学校が維持されている地域もある。 こうした状況や文部科学省からの意見を十分に踏まえつつ、小規模高等学校において生じる経費等の実態把握に努め、措置の必要性について引き続き検討を行う。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[高等学校費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
12	(省)	継続	岩手県	小規模高等学校のかかりまし経費の適切な算定	小規模高等学校については、相対的に財政需要が多くなっていることから、新たな補正を講じることにより財政需要を適切に捕捉すること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 現在、生徒数の減少を受けて、小規模高等学校の再編等が行われている一方で、地方創生の観点などから、小規模高等学校が維持されている地域もある。 こうした状況や文部科学省からの意見を十分に踏まえつつ、小規模高等学校において生じる経費等の実態把握に努め、措置の必要性について引き続き検討を行う。
13	(省)	継続	島根県	小規模高等学校のかかりまし経費の適切な反映	中山間地域や離島地域の高等学校においては、小規模校が多く生徒一人当たりの運営経費が相対的に高くなっているため、新たに補正係数を設けるなど、所要の措置を講ずること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 現在、生徒数の減少を受けて、小規模高等学校の再編等が行われている一方で、地方創生の観点などから、小規模高等学校が維持されている地域もある。 こうした状況や文部科学省からの意見を十分に踏まえつつ、小規模高等学校において生じる経費等の実態把握に努め、措置の必要性について引き続き検討を行う。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[高等学校費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
14	(省)	継続	福島県	東日本大震災に係る教育関係費の特例率の適用の継続	東日本大震災に伴い「福島県」に対し適用された、高等学校費（生徒数）における特例措置を、令和4年度以降も継続すること。	採用する。 福島県において生徒数の減少率が全国平均を下回る場合には、令和4年度も特例措置を継続することとしている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[特別支援学校費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
15	(省)	継続	山口県	特別支援学校の通学バス運行経費に係る補正係数の見直し	特別支援学校における通学バス運行経費について、地域の交通事情や、都市構造等による学校数の差に伴う運行台数・運行コースの多寡について、運行本数あたりの生徒数などを補正係数として算入するなど適切に算定に反映されたい。	採用する。 スクールバスに係る経費については、文科省等の要望も踏まえて実態に則した標準的な経費を単位費用へ算入した。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[その他の教育費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
16	(省)	新規	大阪府	奨学のための給付金に係る補正係数の新設	奨学のための給付金にかかる補正係数を新設されたい。	以下の理由により採用しない。 高校生等の奨学のための給付金については、国の予算措置の状況を踏まえ、所要の経費を単位費用に算入している。 当該給付金については、概ね測定単位である人口と比例した財政需要であることから、算定の簡素化の観点も踏まえ、密度補正措置を講じていないものである。
17	(省)	継続	沖縄県	教育費の財政負担に係る地域間の格差是正について	高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）について、給付人員に応じた密度補正を新設していただきたい。	以下の理由により採用しない。 高校生等の奨学のための給付金については、国の予算措置の状況を踏まえ、所要の経費を単位費用に算入している。 当該給付金については、概ね測定単位である人口と比例した財政需要であることから、算定の簡素化の観点も踏まえ、密度補正措置を講じていないものである。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[厚生労働費総括]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
18	(法) (省)	継続	神奈川県	社会保障の充実に係る経費の適正な算定	消費税率引上げに伴う社会保障の充実などに係る経費について、各地方公共団体の財政需要を適正に算定すること。	採用する。 令和4年度地方財政計画に計上された社会保障の充実分については、基準財政需要額に全額算入している。 なお、この充実分の経費については、新たな補正係数を設けなくとも、各費目における既存の各種補正等を行うことで必要な財政需要を算入することが可能であると考えている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[社会福祉費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
19	(省)	新規	沖縄県	地域子ども・子育て支援事業に係る地域間の格差是正	地域子ども・子育て支援事業について、子どもの数に応じた密度補正を新設していただきたい。	以下の理由により採用しない。 地域子ども・子育て支援事業に係る経費については、所要の経費を単位費用に算入している。当該経費は、概ね測定単位である人口に比例した財政需要であること、事業内容からして、必ずしも子ども数に比例するとは限らないことから、新たな密度補正措置については、財政需要の客観的・合理的な捕捉といった観点や算定の簡素化といった観点も踏まえ、慎重に対応する必要がある。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[衛生費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
20	(法) (省)	継続	岩手県 山形県 茨城県 群馬県 千葉県 岐阜県 大阪府 沖縄県	県立病院会計に対する繰出金等に係る単位費用及び補正係数の見直し	県立病院会計に対する繰出金等に係る算定額が繰出基準額と乖離していることから、単位費用及び補正係数を見直すこと。	一部採用する。 公立病院の設置運営に要する経費のうち一般会計で負担すべき経費については、適切に地方財政計画に計上しており、その一部について地方交付税措置を講ずることとしている。令和4年度においても、令和3年度に引き続き地方財政計画の歳出に病院事業に対する繰出金について所要額を計上し、普通交付税による措置を継続することとしている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[衛生費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
21	(省)	継続	岩手県 山形県 福島県 茨城県 群馬県 新潟県 宮崎県	医師偏在の大きい団体に配慮した算定	地域医療介護総合確保基金（医療分）の地方負担分について、医師偏在の状況を踏まえ、医師偏在指標を用いた密度補正係数を創設すること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 地方負担分の基準財政需要額の算定に当たっては、補正係数を用いて精緻な算定を行う場合があるが、これは、法令により一定の基準付けがなされている事務事業について、当該需要と相関関係が強い客観的な指標を用いているものである。 医師偏在指標を用いた密度補正の新設については、こうした性質と同様のものと言えるかどうか慎重な検討が必要であり、加えて、算定の簡素化についても留意が必要であると考えている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[衛生費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
22	(省)	継続	大阪府	都道府県立病院会計への繰出金等（高度医療に要する経費）に係る密度補正係数の追加	都道府県立病院会計への繰出金等のうち、高度医療に要する経費が適切に基準財政需要額に算入されるよう、密度補正係数を追加されたい。	以下の理由により採用しない。 高度医療に要する経費に係る繰出金については、密度補正単価において所要額を適切に算入している。 また、新たな密度補正措置については、算定の簡素化の観点から慎重に対応する必要がある。
23	(省)	継続	兵庫県 宮崎県 沖縄県	交付税措置の対象となる公立病院の施設整備費に係る建築単価の上限の見直し	交付税措置の対象となる建築単価（36万円/㎡）が実勢単価と乖離しているため、より実態に即した建築単価への見直しを図られたい。	採用する。 最近の公的病院の建築単価の上昇等を踏まえ、交付税措置の対象となる建築単価の上限を引き上げることとする。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[衛生費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
24	(省)	継続	奈良県	密度補正Ⅰ（人口密度の大小による保健所数の逡増を勘案）の廃止	保健所数と人口密度の間に、相関関係が全く見受けられず、また算定の簡素化の観点からも、密度補正を廃止されたい。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 標準団体当たりの保健所数は人口密度と反比例の関係にあることから、人口密度の大小による保健所数の逡増、逡減を勘案して算定することとしている。 一方で、算定の簡素化の観点もあることから、今後とも、保健所数、人口及び面積の関係性について検討していく。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[高齢者保健福祉費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
25	(省)	継続	石川県	高齢者保健福祉費(75歳以上人口分)における密度補正の見直し	団体ごとの後期高齢者医療に係る所要額が適切に捕捉されるよう密度補正を見直されたい。	以下の理由により採用しない。 地域間における医療費単価差の要因は同様ではなく、標準的な財政需要を測定する基準財政需要額の算定に当たっては、各団体における給付実績額を採用することは適当ではない。
26	(省)	新規	鳥取県 山口県 徳島県	軽費老人ホーム事務費の適切な算定	軽費老人ホーム運営に要する経費を適切に需要額に反映させるよう密度補正を行うこと。	以下の理由により採用しない。 軽費老人ホーム事業費の実績状況に関しては、施設実態を適切にあらわす統計数値が存在しないことから、算定に反映することは困難。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[農業行政費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
27	(法) (省)	新規	岩手県	家畜保健衛生所における獣医師の配置実態に応じた給与費の適切な算定	農業行政費(家畜保健衛生費)において獣医師の給与費を適切に反映させるため、配置実態に合わせて単位費用の見直し(給与費単価(獣医師)の新設)又は密度補正を新設すること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 給与単価については、適用される給料表等に応じて、職員を一般職員、教職員、警察職員、消防職員に区分して設定しており、算定の簡素化の観点から、新たな区分を設けることについては慎重に検討する必要がある。 また、同様の観点から、新たな補正を設けることについても慎重に検討する必要がある。
28	(省)	新規	鹿児島県	家畜保健衛生所における獣医師の給与費に係る密度補正の創設	農業行政費(家畜保健衛生費)において獣医師の給与費を適切に反映させるため、配置実態に合わせて、獣医師数を指標とする密度補正を新設すること。 なお、密度補正での措置が難しい場合は特別交付税による措置を検討すること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 給与単価については、適用される給料表等に応じて、職員を一般職員、教職員、警察職員、消防職員に区分して設定しており、算定の簡素化の観点から、新たな区分を設けることについては慎重に検討する必要がある。 また、同様の観点から、新たな補正を設けることについても慎重に検討する必要がある。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[地域振興費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
29	(省)	継続	兵庫県	外国青年招致事業に要する経費の適切な算入	外国青年招致事業に要する経費の基準財政需要額の算定において、測定単位である人口と外国人青年招致人員が必ずしも比例しないことから、交付税措置額と決算額との間に乖離が発生している。乖離是正のため、市町村分と同様に地域振興費に外国青年招致人員による密度補正を導入し、必要な財政需要を適切に算定されたい。	以下の理由により採用しない。 都道府県分の外国青年招致事業に要する経費の基準財政需要額の算定については、平成18年度まで、単位費用に積算した上で、密度補正により外国青年招致人員数に応じた措置を行ってきたが、算定の簡素化の観点から、平成19年度より同補正を廃止したところである。
30	(省)	継続	和歌山県	投資的経費における適切な財政措置	各地方公共団体の投資的経費が、適切に基準財政需要額に反映されるよう、現行の公的固定資本形成等に係る補正の堅持等、引き続き財政措置を講じられたい。	採用する。 令和4年度においても、公共事業の執行や計画的な維持補修等に支障が生じないように、当該補正を講じることとする。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[地域振興費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
31	(省)	新規	北海道	計画的な実施に必要な維持補修に要する経費の適切な算定	公共施設等の計画的な維持補修経費について、引き続き面積を用いて需要額を算定することにより、必要となる費用の確保・充実を図ること。	採用する。 令和4年度においても、公共事業の執行や計画的な維持補修等に支障が生じないよう、当該補正を講じることとする。 なお、公的固定資本減耗及び面積を用いた算定は、令和3年度において税込減少局面においても維持補修等が計画的に実施されるよう創設されたものであるが、税収回復局面である令和4年度においても、算定方法については継続することとしている。
32	(省)	新規	青森県	公共投資への依存度等を踏まえた投資補正の見直し	令和3年度より算定に用いられている「公的固定資本減耗」は財政力の弱い団体ほど低い傾向にあり地域間格差の拡大が懸念されることから、地方公共団体ごとの投資的経費の必要度が適切に基準財政需要額に反映されるよう、「公的固定資本形成」に係る補正の維持等、地域間格差の縮小に配慮されたい。	採用する。 令和4年度においても、公共事業の執行や計画的な維持補修等に支障が生じないよう、当該補正を講じることとする。 なお、公的固定資本減耗及び面積を用いた算定は、令和3年度において税込減少局面においても維持補修等が計画的に実施されるよう創設されたものであるが、税収回復局面である令和4年度においても、算定方法については継続することとしている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[地域振興費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
33	(省)	新規	鳥取県 島根県 高知県	公共投資への依存度等を踏 まえた投資補正の見直し 【島根県、鳥取県、高知県 共同提案】	社会資本整備が遅れている団体の投資的経費が的確に基準財政需要額に反映されるよう、現在の算式にある定数項の割合を縮小するよう、算定方法を見直すこと。	以下の理由により採用しない。 当該補正については、各団体の投資的経費一般財源の決算の状況を踏まえ見直しており、団体の規模にかかわらず固定的に発生する経費を想定しているもの。
34	(省)	新規	岩手県	公共投資への依存度等を踏 まえた投資補正の見直し	社会資本整備が遅れている団体の投資的経費が的確に基準財政需要額に反映されるよう、現在の算式にある①定数項の割合の廃止・縮小、②公共投資への依存度を表す指標の上限の廃止について算定方法を見直すこと。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 当該補正の算定方法については、各団体の投資的経費一般財源の決算の状況を踏まえ見直したものであり、今後の投資的経費一般財源の決算の状況により、必要に応じて見直しを検討する。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[地域振興費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
35	(省)	継続	沖縄県	地域振興費における基地補正	基地補正については、米軍施設・区域が極端に集中することによって生じる機会損失分を適切に反映させる仕組みの導入を検討するとともに、導入の目処が立つまでの間、従来単価を復活して適用していただきたい。	以下の理由により採用しない。 ご指摘の機会損失は、地方団体の財政需要ではなく、基準財政需要額に反映することは困難である。また、機会損失に伴う税収入の減少については、基準財政収入額にすでに反映されている。 また、米軍人口に応じた算定については、平成28年度算定において、人口を測定単位とする費目（消防費、清掃費等）の単位費用を用いて米軍人口に乗ずる単価を見直したところであるが、当該算定は、米軍人口が国勢調査の対象外であるため、人口を測定単位とする費目に係る経費を算定しているものであることから、人口を測定単位とする費目の単位費用の動向を踏まえて単価を設定することが適切である。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[地域振興費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
36	(省)	新規	青森県 山形県	地域振興費における人口急減補正の継続	令和3年度算定において、令和2年国勢調査人口への更新に伴い、人口が大幅に減少する団体に対して講じられた人口急減補正について、令和4年度以降も継続されたい。	採用する。 人口急減補正については、令和2年国勢調査人口の結果を踏まえ、令和4年度算定においても引き続き適用する。
37	(省)	新規	高知県	人口急減補正の継続・拡充	令和2年国調人口が平成27年国調人口から急激に減少している自治体に対して、令和4年度以降も人口急減補正を継続・拡充されたい。	一部採用する。 人口急減補正については、令和2年国勢調査人口の結果を踏まえ、令和4年度算定においても引き続き適用する。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[地域振興費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
38	(省)	継続	長崎県	離島や過疎地域等条件不利地域への適切な配慮	離島等条件不利地域の状況に鑑み、離島やへき地にかかる財政需要に対して、適切に補正係数に反映すること。	一部採用する。 離島を有する都道府県における行政経費の増加需要については、現行のへき地補正において、離島において割高となる経費を踏まえ、補正係数を設定しているところであるが、引き続き適正な係数の設定に努めていく。 なお、令和2年国勢調査人口への切替えに伴い、へき地補正の対象となる離島や離島以外のへき地における人口も減少することから、人口減少による補正率を導入し、激変緩和措置を講じている。
39	(省)	新規	長崎県	へき地補正の算定方法の見直しと算定基礎の明示	へき地の区分方法や区分ごとの割増率について、実態を踏まえた算定方法を検討していただきたい。また、算定の基礎となる単価等の内容を明示していただきたい。	以下の理由により採用しないが引き続き検討する。 へき地補正においては、へき地の度合いを最も普遍的に反映するものはへき地に所在する小・中学校に勤務する教職員の数であることに鑑み、「へき地教育振興法施行規則」に基づくへき地学校の級別決定基準を基礎として用いており、算定の簡素化の観点からも複雑化することは必ずしも適切ではない。 また、算定基礎についても明らかにされているところである。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[臨時費目]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
40	(省)	継続	富山県	新型コロナウイルス感染症の影響により生じる統計数値の異常値への対応	新型コロナウイルス感染症の影響により統計数値に異常値が発生した場合に、算定結果に影響が生じないよう基礎数値の取り扱いについて考慮されたい	一部採用する。 令和4年度算定においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて大きく数値が変動したと考えられる令和2年以降の数値が反映される日本人・外国人延べ宿泊者数、経常的経費削減率、地方税徴収率について、令和3年度算定で用いた数値を引き続き用いることとした。
41	(省)	新規	大分県	グリーン社会実現のための地域の再生エネルギー導入を加速させる経費の算定	2050年までの脱炭素社会の実現に向け、地球温暖化対策推進法が改正され地域の脱炭素化の促進することが明記され、令和4年度の地方財政の課題においても、グリーン社会の実現に取り組むこととされている。 今後の再生可能エネルギーの導入を加速させ、地域脱炭素ロードマップの先行地域をより展開することが地域の活性化につながるという観点から、再生エネルギーの導入にかかる指標による補正係数を経常態様補正Ⅱの指標に追加されたい。	一部採用する。 令和4年度においては、地方公共団体が脱炭素化の取組を計画的に実施できるよう、「公共施設等適正管理推進事業費」に「脱炭素化事業」を追加することとし、後年度の元利償還金についても基準財政需要額に算入することとしている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[臨時費目]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
42	(省)	継続	青森県	経常態容補正係数Ⅱにおける条件不利地域等への割増係数の継続	条件不利地域や財政力の弱い団体は、成果の実現に対して、より時間と経費を要すると考えられることから、経常態容補正係数Ⅱにおける割増係数の継続を堅持・強化されたい。	一部採用する。 人口減少等特別対策事業費の「取組の成果」へのシフトについては、「経済財政運営と改革の基本方針2019」を踏まえ、「取組の成果」に応じた算定が5割以上となるよう、さらに1,000億円をシフトすることとし、シフトに当たっては、条件不利地域への配慮として、これまでと同様に算定額を割増すこととしている。
43	(省)	新規	富山県	行革努力分を反映する経常態容補正Ⅰで使用する地方税徴収率の見直し	現在使用している徴収率は、都道府県の努力を反映する指標としては、必ずしも適当でない点があることから、廃止または見直すべき。	以下の理由により採用しない。 本費目は行革により捻出した財源が地域経済活性化に要する経費に活用されていると考えられることから、地方税徴収率を算定に用いているところである。 また、不納欠損処理の要件は法定されており、客観的にみて徴収不可能な不納欠損額が算定に含まれる可能性があるため、不適當である。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[臨時費目]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
44	(省)	継続	奈良県	経常態容補正係数等の算出方法の見直し	第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標に沿って、障害者就業率の指標を加え、経常態容補正係数等の算出方法の見直しを検討されたい。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 障害者雇用に関する各種統計が厚生労働省から公表されているが、地域の元気創造事業費の算定に当たり、地域経済活性化の取り組みの成果の指標としてこれらの数値を用いることができるか、また、用いることが適当であるかどうかについては慎重な検討が必要である。 なお、ご指摘の「障害者雇用率」は45.5人以上の企業を調査対象（R2調査）としていることから、障害者の就業状況全体を把握できないため、指標とすることは適当ではないと考える。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[臨時費目]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
45	(省)	継続	東京都	地域の元気創造事業費の適正な算定及び今後の取扱い	今後の更なる拡大については、地方交付税制度の趣旨も踏まえ、慎重に検討されたい。 算定の考え方についても、経常的経費削減率に大都市の事情が考慮されていないため、公平な評価ができるよう算定方法を改善されたい。	以下の理由により採用しない。 地域の元気創造事業費については、前年度同額の総額とした。 本費目は行革により捻出した財源が地域経済活性化に要する経費に活用されていると考えられ、その需要を算定するものである。 人件費を含む経常的経費の削減について、地方団体の裁量が働きにくい経費を分別することができないため、算定に反映するのは困難である。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[臨時費目]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
46	(省)	継続	滋賀県	「取組の必要度」に応じた算定から「取組の成果」に応じた算定へのシフト	令和2年度に新たに創設された地域社会再生事業費が実質的に人口減少等特別対策事業費における「取組の必要度」に応じた算定と同趣旨の算定であることに鑑み、人口減少等特別対策事業費と地域社会再生事業費を一体的に捉えた上で基本方針2019で掲げられた「「成果」を反映した配分を5割以上」の算定となるよう算定額を配分していただきたい。	以下の理由により採用しない。 「地域社会再生事業費」は、地方法人課税の偏在是正措置による財源を活用して、地方創生を推進するための基盤ともなる「地域の持続可能性」を確保するため、地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策について、地方団体が自主的・主体的に取り組むための経費を算定するものである。 一方、「人口減少等特別対策事業費」は、地方団体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組む観点から、子育て支援の充実や移住の促進など、地方団体が積極的に人口減少対策に取り組むための経費を算定するものである。 このように、「地域社会再生事業費」と「人口減少等特別対策事業費」は、算定する経費の趣旨や内容がそれぞれ異なるものであり、一体的に捉えることは適当ではない。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[臨時費目]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
47	(省)	継続	東京都	人口減少等特別対策事業費の適正な算定及び今後の取扱い	今後の更なる拡大については、地方交付税制度の趣旨も踏まえ、慎重に検討されたい。 算定の考え方についても、各自治体の人口減少等対策への取組状況や、地域の実情に配慮した当該年度の財政需要が公平に反映されていない。	以下の理由により採用しない。 人口減少等特別対策事業費については、前年度同額の総額とした。 取組の必要度分については、人口が減少している団体ほど、より対策の必要性が高いと考えられることから、人口増減率の指標を用いて、現状において数値が芳しくない団体の需要額を割増ししているものである。 なお、人口が増えている場合や指標が全国平均よりも良い団体においても、一定の人口減少対策等の需要が想定されるため、当該団体の必要度分の係数がゼロとなることがないように係数の設定を行っている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[臨時費目]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
48	(省)	継続	福井県	人口減少等特別対策事業費の補正係数	経常態容補正係数のうち有効求人倍率を用いた指標について、倍率の高い団体の需要額の算定が不利にならないよう、補正係数の算定方法を見直されたい。	以下の理由により採用しない。 有効求人倍率は、その数値が芳しくない団体ほど、雇用機会創出などの対策の必要度が高いと考えられることから現在の算定方法としている。
49	(省)	新規	徳島県	「人口減少等特別対策事業費」における「地方公共団体が発関与したサテライトオフィス開設数」を反映する補正係数の新設	「地方公共団体が発関与したサテライトオフィス開設数」に係る補正係数（経常態様補正）の新設	以下の理由により採用しない。 本費目の算定に当たっては、人口減少対策に積極的に取り組む地方団体の取組の成果が反映されうる全国的かつ客観的な指標を選定したところであり、地方への人の流れについては「人口増減率」、「東京都圏への転出入人口比率」等により反映を行っている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[臨時費目]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
50	(法) (省)	継続	北海道 青森県 新潟県 長野県 鳥取県 島根県 徳島県 高知県	地域社会再生事業費の継続	地域経済の回復や人口減少対策、地域社会の持続性確保などの様々な課題に的確に対応していく必要があることから、地域社会再生事業費を継続すること。	採用する。 地方団体が地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むための経費を算定する地域社会再生事業費については、当分の間、基準財政需要額に算入することとしている。
51	(法) (省)	継続	東京都	地域社会再生事業費の今後の取扱い	全ての自治体が一定の行政サービスの提供に必要な財源を保障するという地方交付税制度の趣旨も踏まえ、地域社会再生事業費の今後の更なる拡大については慎重に検討されたい。	以下の理由により採用しない。 地域社会再生事業費では、地方団体が地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むための経費を算定している。引き続き適切な算定に努めてまいりたい。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[臨時費目]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
52	(省)	新規	北海道	地域社会再生事業費の経常態容補正における人口構造の変化に応じた指標の反映方法の見直し	経常態容補正における人口構造の変化に応じた指標について、R2国勢調査人口置き換えにより更に人口減少の影響を受け、特に地域社会の維持・再生に大きな役割を果たす生産年齢人口にシフトした算定となるよう補正係数を見直すこと。	以下の理由により採用しない。 人口減少は生活圏での生活を支えるサービスの持続可能性に影響を与えるなど地域の持続可能性に大きな影響を与える要因となる。このため、地域の維持・再生における経費を算定するうえでは、人口減少を基本的な指標として係数を設定しており、生産年齢人口減少率よりも地域社会の持続可能性の危機において影響の大きいものであることを踏まえ、算定を行っている。
53	(省)	新規	山梨県	地域社会再生事業費の技術職員の増員数に係る算定方法の見直し	市町村支援業務並びに中長期派遣体制強化のために確保した技術職員数の算定方法のうち、「技術職員の増員数の範囲内」という要件を廃止し、「市町村支援業務に従事する技術職員数」または「中長期派遣可能な技術職員数」の増員を行った場合は確実に交付税措置を講ずること。	以下の理由により採用しない。 技術職員の充実については、都道府県等が技術職員を増員し、その範囲内で、市町村支援業務に従事する技術職員数、又は中長期派遣可能な技術職員数のいずれか小さい方の増員された職員人件費に対して地財措置を講じている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[臨時費目]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
54	(省)	継続	石川県	地域社会再生事業費の算定方法の見直し	地域社会再生事業費について、来年度以降も継続されたい。また、算定にあたっては、人口の変化だけではなく、半島等の地理的な要素も加味して算定されたい。	以下の理由により採用しない。 地域社会再生事業費については、地理的な要素ではなく、人口構造の変化に応じた指標、及び人口集積の度合いに応じた指標に基づき算定している。今後とも地域社会の維持・再生に取り組めるよう、適切に算定してまいりたい。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[地域デジタル社会推進費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
55	(省)	新規	奈良県	経常態容補正係数の算出方法の見直し	算定指標について、地域住民を主な対象とする取組に係る指標として、過疎地域に係る経費の割増しについて検討されたい。	以下の理由により採用しない。 地域デジタル社会推進費は、地域社会のデジタル化を推進するための取組に要する経費を、地域住民及び地域企業の2つの指標に着目して算定している。これに加えて、特に過疎地域などの条件不利地域の市町村においては、民間企業の参入が相対的に困難であること等により、より多くの経費が生じると考えられるため、割増しを行っているものである。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[地域デジタル社会推進費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
56	(省)	新規	山口県	「地域デジタル社会推進費」に係る基準財政需要額の適切な算定	地域デジタル社会推進費に係る算定に当たり条件不利地域を持つ団体へ手厚く配分されたい。	以下の理由により採用しない。 地域デジタル社会推進費は、地域社会のデジタル化を推進するための取組に要する経費を、地域住民及び地域企業の2つの指標に着目して算定している。これに加えて、特に過疎地域などの条件不利地域の市町村においては、民間企業の参入が相対的に困難であること等により、より多くの経費が生じると考えられるため、割増しを行っているものである。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
 [都道府県分]
 [需要]

[公債費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
57	(省)	継続	栃木県 愛知県 大阪府 岡山県	理論償還における市場公募債の据置期間の廃止	理論償還における市場公募債について、地方債の安定消化に資するニーズへの対応、地方財政の健全化の観点から、据置期間廃止や据置なし分を理論償還のブレンドに加える等検討していただきたい。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 満期一括償還地方債の取扱いについて、実質公債費比率においては、償還期間を通して計画的かつ平準的な積立を行う必要があるため据置期間を前提としない一方、地方財政計画の計上額及び基準財政需要額の算定においては、地方団体の据置期間の設定状況を踏まえて、当該期間が設定されているところ。 据置期間のあり方に関しては、地方団体の据置期間の設定状況等を引き続き精査していく。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[包括算定経費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
58	(省)	継続	富山県	包括算定経費の算定に用いる耕地面積の見直し	包括算定経費の算定に用いる耕地面積に「非法人の農業経営体」の耕地面積を反映していただきたい。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 耕地面積の変更にあたっては、農業経営体による耕作の状況や財政需要との関係等について慎重な分析が必要であるため、引き続き検討していく。
59	(省)	継続	滋賀県	包括算定経費における種別補正係数の見直し	包括算定経費（面積）の種別補正において、湖沼は「その他の面積」として0.59の割落としかかっているが、現実に湖沼の環境・水質保全には多額の経費を要することから、実態に見合った種別補正係数に見直されたい。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 種別補正係数の見直しについては、湖沼に係る全国的な財政需要の状況、客観的な指標との関連性、算定の簡素化との整合性といった観点から、慎重な検討が必要である。 なお、特別交付税においては、琵琶湖をはじめ、湖沼水質保全特別措置法により指定された湖沼の水質保全に要する経費について、その5割を措置している。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[臨時財政対策債]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
60	(省)	継続	茨城県 埼玉県 千葉県 愛知県 大阪府	臨時財政対策債発行可能額の算定方法の見直し	臨時財政対策債発行可能額の算定方法について、財政力による補正を平準化するなど、財政力の高い団体に臨時財政債の発行可能額が過度に配分されることのないよう見直しされたい。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 臨時財政対策債の発行可能額については、各地方団体の財源不足額を基礎としつつ、財政力に応じた補正を講じて算定している。これは、財政力の強い団体については、一般的に地方債による資金調達力が強いことを勘案し、財政力の強い団体ほど、財源不足額に対し、臨時財政対策債をより多く配分するためである。 なお、臨時財政対策債の元利償還金については、普通交付税の算定において、その全額を基準財政需要額に算入することにより、各地方団体が確実に償還できるよう財源保障している。 また、令和4年度の地方財政計画においては、地方税の増収などにより、財源不足を大幅に縮小し、臨時財政対策債の発行額を令和3年度から3.7兆円抑制している。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[臨時財政対策債]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
61	(省)	継続	青森県 山形県	臨時財政対策債発行可能額の算出方法（財源不足額基礎方式）における財政力による補正	臨時財政対策債の配分に当たっては、引き続き財政力の弱い地方公共団体に配慮されたい。	採用する。 本年度においても財政力に応じた臨時財政対策債の配分を行ったところ。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[臨時財政対策債]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
62	(省)	継続	石川県 島根県	臨時財政対策債の算定における財政力による補正の強化	臨時財政対策債の配分にあたり、財政力の弱い団体に対する補正を強めること。	<p>以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。</p> <p>臨時財政対策債の発行可能額については、各地方団体の財源不足額を基礎としつつ、財政力に応じた補正を講じて算定している。これは、財政力の強い団体については、一般的に地方債による資金調達力が強いことを勘案し、財政力の強い団体ほど、財源不足額に対し、臨時財政対策債をより多く配分するためである。</p> <p>なお、臨時財政対策債の元利償還金については、普通交付税の算定において、その全額を基準財政需要額に算入することにより、各地方団体が確実に償還できるよう財源保障している。</p> <p>また、令和4年度の地方財政計画においては、地方税の増収などにより、財源不足を大幅に縮小し、臨時財政対策債の発行額を令和3年度から3.7兆円抑制している。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[収入]

[不動産取得税]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
63	(省)	継続	神奈川県	不動産取得税における基礎数値の変更	不動産取得税について、基礎数値を課税標準額から調定額に変更された い。	以下の理由により採用しない。 不動産取得税の基準税額は、各地方団体の標準的な収入額を合理的に測定するという基準財政収入額の算定の基本的な考え方に沿って、各地方団体の課税標準額に、一律の乗率を乗じることで、簡素な算定を行っている。